



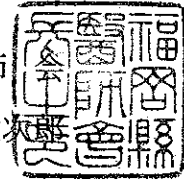
福岡医発第 1617 号 (地)

平成15年12月12日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次



広告が可能な医師の専門性に関する資格名等について

昨年4月1日より実施された医療に関する広告規制の緩和につきましては以前よりご案内いたしておりましたが、この度、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、新たに、日本口腔外科学会、日本内分泌学会及び日本消化器外科学会から専門医資格の届出が厚生労働省に受理されたことに伴い、医療機関に常時診療に従事する医師で別添厚生労働省通知に掲げる専門医資格を有する場合、当該医療機関では、その医師の専門医資格を広告することができるものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪 井 栄 孝

広告が可能な医師の専門性に関する資格名等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 4 月 1 日に実施された広告規制緩和により、一定の条件の下で医療機関が常時診療に従事する医師について、いわゆる「専門医資格」を広告することができることとなっております。

今般、新たに、日本口腔外科学会、日本内分泌学会及び日本消化器外科学会からの届出が厚生労働大臣に受理されたことに伴い、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に標記の通知がなされるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

なお、本件の各学会からの届出受理にあたり、本会では、下記の事項を厳守することを要求しております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び医療機関に対する周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本会一般向けホームページ(<http://www.med.or.jp/doctor/koukoku2002/koukoku.html>)にても、本件につき簡単にご説明しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

記

- 医師及び歯科医師のいずれにも、専門性に関する資格を認定している場合においては、その認定団体が、医学に関する団体（医師が 8 割以上を占める団体）にあつては医師に、また歯学に関する団体（歯科医師が 8 割以上を占める団体）にあつては歯科医師に限って、その広告を認めるべきであること。
- 本件の「口腔外科専門医」のように、その資格が医学に関するものと誤認されるおそれのある場合においては、患者等に混乱をもたらす、適切な受診機会を奪いかねないため、その資格を有する者が歯科医師であることを必ず明記するべきであること。

医政総発第1119001号の2
平成15年11月19日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」の一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので送付させていただきます。その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する周知、協力方よろしくお願ひ申し上げます。

医政総発第 1119001 号
平成 15 年 11 月 19 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」の一部改正について

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項」（平成 14 年厚生労働省告示第 158 号）第 26 号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等に関しては、先に「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」（平成 14 年 7 月 17 日医政総発第 0717001 号医政局総務課長通知。以下「平成 14 年通知」という。）をもって通知したところであるが、今般、下記のとおり平成 14 年通知の一部を改正し、広告することができる資格名を追加することとしたので通知する。

記

平成 14 年通知の表について、（社）日本小児科学会の項の次に次のように加える。

（社）日本口腔外科学会	口腔外科専門医	平成 15 年 11 月 19 日	(03)5791-1791
（社）日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医	平成 15 年 11 月 19 日	(075)752-2955
有限責任中間法人日本消化器外科学会	消化器外科専門医	平成 15 年 11 月 19 日	(03)3221-5690

改正後全文

医政総発第 0717001 号
平成 14 年 7 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告できる事項」（平成 14 年厚生労働省告示第 158 号）第 26 号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等は別紙のとおりであり、それぞれの届出受理年月日欄に記載の日以降広告することが可能になったので通知する。

(別紙)

団体名	資格名	届出受理年月日	連絡先
(社)日本整形外科学会	整形外科専門医	平成14年7月17日	(03)3816-3671
(社)日本皮膚科学会	皮膚科専門医	平成14年7月17日	(03)3811-5099
(社)日本麻酔科学会	麻酔科専門医	平成14年7月17日	(03)3815-0590
(社)日本医学放射線学会	放射線科専門医	平成14年10月1日	(03)3814-3077
(財)日本眼科学会	眼科専門医	平成14年10月1日	(03)3295-2360
(社)日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	平成14年10月1日	(03)3260-2296
(社)日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	平成14年12月16日	(03)3443-3085
(社)日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	平成14年12月16日	(03)3814-7921
(社)日本形成外科学会	形成外科専門医	平成15年2月24日	(03)5814-5817
(社)日本病理学会	病理専門医	平成15年2月24日	(03)5684-6886
(社)日本内科学会	内科専門医	平成15年2月24日	(03)3813-5991
(社)日本外科学会	外科専門医	平成15年4月25日	(03)3812-4251
(社)日本糖尿病学会	糖尿病専門医	平成15年4月25日	(03)3815-4364
(社)日本肝臓学会	肝臓専門医	平成15年4月25日	(03)3812-1567
(社)日本感染症学会	感染症専門医	平成15年4月25日	(03)3473-5095
有限責任中間法人 日本救急医学会	救急科専門医	平成15年6月25日	(03)5840-9870
(社)日本血液学会	血液専門医	平成15年6月25日	(075)752-2844
(社)日本循環器学会	循環器専門医	平成15年6月25日	(075)751-8643

(社)日本呼吸器学会	呼吸器専門医	平成15年8月25日	(03)3254-3103
(財)日本消化器病学会	消化器病専門医	平成15年8月25日	(03)3573-4297
(社)日本腎臓学会	腎臓専門医	平成15年8月25日	(03)5159-1051
(社)日本小児科学会	小児科専門医	平成15年8月25日	(03)3818-0091
(社)日本口腔外科学会	口腔外科専門医	平成15年11月19日	(03)5791-1791
(社)日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医	平成15年11月19日	(075)752-2955
有限責任中間法人 日本消化器外科学会	消化器外科専門医	平成15年11月19日	(03)3221-5690